

県と市町村の業務共同化に関する検討手法について

1 趣旨

行政機構審議会で検討対象としている県と市町村との業務共同化(鷲沢委員提案を含む。)に関し、共同化の具体的業務の洗い出しや手法、課題等について検討するため、県と市町村の事務レベルの検討会を設置して検討のうえ、行政機構審議会で報告し、議論いただく。

2 検討会の必要性及び性格

- 共同化の検討は、県及び市町村の業務の内容や手法を踏まえる必要があり、また、共同化の手法や課題を具体的に検討する必要があることから、まず、実務的な検討が必要である。
- そのためには、県のみならず市町村の職員の検討への参加が不可欠である。
- そこで、行政機構審議会の事務局たる県が市町村に依頼し、検討に加わってもらう。
- 検討内容は、適宜、行政機構審議会の場で事務局が報告し、議論いただく。

3 主な検討内容

- 県と市町村が共同化できる具体的業務の洗い出し
- 市町村が広域で共同処理可能な業務と県の関わりの洗い出し
- 共同化の手法、課題

4 メンバー

- 県 関係課長
- 市町村 市長会事務局、町村会事務局及び市町村職員